

留萌市学生移住応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市に移住した学生（以下「移住者」という。）に対し、予算の範囲内において、学生移住応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住者」とは、増毛町及び小平町を除く、留萌市以外の市町村から留萌市へ移住した者（ただし、保護者の転勤等の理由による者を除く。）のうち、市内の中学校又は高等学校における部活動等を通じて、移住者自身の目標達成に向けて、意欲的に取り組む学生をいう。

(引越し等の助成)

第3条 市長は、移住者又は移住者の保護者に対し、次の各号に掲げる引越し等に係る費用の合計について、200,000円を限度に助成することができる。ただし、助成金額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切捨てた額とする。

- (1) 引越し業者又は運送業者へ支払った費用で、基準運賃、料金、実費及び付帯サービス料
- (2) 物件を賃借する際に要した物件の敷金、礼金（補償金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料
- (3) 移住する際に発生した交通費

(家賃等の助成)

第4条 市長は、移住者又は移住者の保護者に対し、次の各号のいずれかに該当する家賃等について、当該契約をした日の翌月から当該費用の月額^の2分の1（上限27,000円）を助成することができる。

- (1) 下宿費用（下宿費用に駐車場代が含まれている場合は対象とする。ただし、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費は、対象外とする。）
- (2) 賃貸住宅の家賃（敷金、礼金及び保証金等の賃貸借契約に要する費用並びに管理費を対象とする。ただし、光熱水費は、対象外とする。）
- (3) 住宅ローンの返済費用

(助成金の交付申請)

第5条 前2条の助成金の交付を受けようとする者は、学生移住応援助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第1号に該当する場合は、下宿等を営まない者による下宿等の申立書（別記様式第2号）を提出することとする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、学生移住応援助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の変更）

第7条 前条の通知を受けた助成金額等に変更が生じた場合には、速やかに学生移住応援助成金変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し、学生移住応援助成金変更決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び確定）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、請求書（別記様式第6号）に支払いを証明できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件の適合について調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、学生移住応援助成金確定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の返還を命ずる場合は、学生移住応援助成金返還命令書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（留萌市移住・定住促進実証実験事業実施要綱の廃止）

3 留萌市移住・定住促進実証実験事業実施要綱（令和3年9月27日市長決裁）は、

廃止する。